

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

策定：令和5年1月20日
変更：令和5年9月19日

都道府県名 島根県

I 収益性向上対策

1 目的

島根県の目指す将来像として位置づけた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるためには、島根県の強みである豊かな自然を活かした農林水産業が、所得向上や若者の就業の場として特に重要な産業となっている。
また、本県の農林水産業・農山漁村は、安全・安心な食料の安定供給をはじめ、県土の保全や水源の涵養、美しい景観形成など、多面的な機能の発揮を通じて、県民のいのちと暮らしを支えているため、厳しい環境の中でも、将来的に持続性が高まるような構造への転換を図り、次代を担う若い世代にとって魅力のある農林水産業を確立することで持続可能な農林水産業・農山漁村を実現することが重要である。
こうした中、平成30年12月に環太平洋パートナーシップ協定が、また、令和2年1月には日米貿易協定が発効され、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより国内外での競争力の強化を図る取組を加速化させる必要がある。
このため、島根県では、「ひとつづくり」、「ものづくり」、「農村・地域づくり」の施策テーマごとに「将来性のある産地拡大」、「水田園芸の推進」、「多様な担い手の確保・育成」などの重点推進事項を設定し、達成すべき将来ビジョン・目標を示した「島根県農林水産基本計画」を着実に推進していくことで産地の競争力を高めていくこととする。
なお、取組の推進にあたっては、人・農地プラン、有機農業推進計画及び各品目の振興方針などと整合させつつ、産地の戦略に基づく高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば	<p>全国の主食用米の需要量が毎年減少し、米価の下落も懸念される中、本県の米づくりを将来にわたって維持していくため、契約取引などの需要に応じた生産と、需要・マーケットニーズに対応した産地毎の創意工夫を前提としつつ、これまで以上の米価下落に備えた徹底的なコストの引き下げを図り、持続可能な米づくりが可能となる生産構造へと改革する必要がある。 このため、農地集積、先端技術の導入、多収穫米の拡大などの抜本的な低コスト化を進める取組をこれまでとは違う次元で加速させて実施することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機米やエコロジー米等への取組により差別化を図り有利販売を推進。 【販売額等の向上の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「10a当たりの販売額又は所得額」で比較する。 ※客観的データがない場合や構成員が多い場合は、抽出での比較でも可能とする。 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農組織・中心的経営体への土地利用集積やコントラクターによる作業受委託を推進。 ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化及び種子調製施設の機能向上を推進。 【コスト削減効果の比較の考え方】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較：省力化や規模拡大に取り組む場合は、10a当たりのコスト比較でも可能 構成員が多い場合は抽出比較も可能。 ・ 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷・加工施設のみ計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能。 種子調製施設の計画は、種子の加工（調製）コストで比較する。 ○ 契約栽培の割合が10%以上の増加かつ50%以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数年・播種前・収穫前契約等の契約的取引を拡大するため「売れるものづくり」を推進。

- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・ 海外取引拡大に意欲を持つ産地が主体となって取組む輸出先国の消費動向に対応した穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化等による新たな販路開拓を推進。
- 【輸出向け出荷量等の向上の考え方】
 - ・ 輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。
- 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・ 米の国内消費量が毎年減少していく中で、米の新市場の開拓の一環として輸出に向けて、穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化等による米の生産体制の整備を推進。
- 【輸出向け出荷額等の向上の考え方】
 - ・ 新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合又は輸出向けの年間出荷量とする。
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・ 高性能機械・施設の導入により、作業の効率化、省力化を推進。
 - ・ 穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進。
- 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・ ドローン防除等の委託による労働時間の削減
 - ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減
- 【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】
 - ・ 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合を比較
- スマート農業推進枠

生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組であって、以下のいずれかの成果目標を設定した場合、上記先端技術の導入支援に併せ、本推進枠の予算の範囲内で、1年間に限り、国の産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号。以下「国交付等要綱」という。）別記2の別紙1のIの1の(7)のAの(ウ)に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加で支援する。

 - ①生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減
 - ②販売額又は所得額の15%以上の増加
 - ③労働生産性の15%以上の向上
 - ④農業支援サービス事業者の利用割合の15%以上の増加かつ50%以上とすること

なお、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合は「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設置することができる。

野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物
 ※特用林産物は複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものとし、かつ肥培管理を行い栽培するものとする。
 （対象品目は別紙1表1のとおり）

- 県内の野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物の産地では、高齢化や価格の低迷による農業所得の低下などにより、農家数・面積・販売額が減少している。
- このような中、島根県農林水産基本計画の「将来性のある産地の拡大」、「水田園芸の推進」、「有機農業の拡大」などの重点推進事項を集中的に実施することで、水田を活用した園芸振興を強化し、マーケットインの視点による販売力強化や加工業務需要に対応可能なまとまりのある産地を創出していくこととする。
- 販売額又は所得額の10%以上の増加
 - ・ 機械化一貫体系の導入により収益性の高い露地野菜産地の形成を推進。
 - ・ パイプハウスや高度環境制御装置の導入により収益性の高い施設野菜・花き産地の形成を推進。
 - ・ 簡易被覆設備等の導入により収益性の高い薬用作物、茶及び特用林産物産地の形成を推進。
 - ・ 有機栽培等により差別化を図り有利販売を推進。
 - 【販売額等の向上の考え方】
 - ・ 「10a当たりの販売額又は所得額」又は「産地の総販売額又は総所得額」で比較する。
 - ※客観的データがない場合や構成員が多い場合は、抽出での比較でも可能とする。

- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上削減
 - ・ 野菜、薬用作物において集出荷施設の再編合理化を推進。
 - ・ 野菜、花き、薬用作物、茶及び特用林産物において省力化技術や機械・設備の導入により省力化・効率化に向けた取組を推進。
- 【コスト削減効果の比較の考え方】
 - ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較：産地全体の他に10a当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能とする。
 - ・ 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷・加工施設のみ計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能とする。
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
 - ・ 輸出先のニーズに応じた商品形態を実現する調製・包装等施設整備の推進
 - ・ 集出荷貯蔵施設の再編合理化に伴う新たな販路開拓の推進
- 【輸出向け出荷量等の向上の考え方】
 - ・ 輸出実績がある場合に限定。輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。
- 総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上
 - ・ 輸出先のニーズに応じた商品形態を実現する調製・包装等施設整備の推進
 - ・ 集出荷貯蔵施設の再編合理化に伴う新たな販路開拓の推進
- 【輸出向け出荷額等の向上の考え方】
 - ・ 新規の取組又は過去5年以内に輸出実績がない場合に限定。出荷額総額に占める輸出向け出荷額の割合又は輸出向けの年間出荷量とする。
- 労働生産性の10%以上の向上
 - ・ 高性能機械・施設の導入により、作業の効率化、省力化を推進。
 - ・ 集出荷施設の再編合理化を推進。
- 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること
 - ・ ドローン防除等の委託による労働時間の削減
 - ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減
- 【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】
 - ・ 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合を比較
- スマート農業推進枠

生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組であって、以下のいずれかの成果目標を設定した場合、上記先端技術の導入支援に併せ、本推進枠の予算の範囲内で、1年間に限り、国交付等要綱別記2の別紙1のIの1の(7)のAの(ウ)に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加で支援する。

 - ①生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減
 - ②販売額又は所得額の15%以上の増加
 - ③労働生産性の15%以上の向上
 - ④農業支援サービス事業者の利用割合の15%以上の増加かつ50%以上とすること
- 施設園芸エネルギー転換枠

施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入するものであって、以下のいずれかの成果目標を設定した場合、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」）という）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

 - ①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
 - ②燃油使用量の15%以上の低減

なお、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合は「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設置することができる。

果樹

(対象品目は別紙1表1のとおり)

県内果樹産地では、高齢化や価格の低迷による農業所得の低下などにより農家数、面積、販売額が、減少しており、島根県農林水産基本計画の「将来性のある産地の拡大」などの重点推進事項を集中的に実施することで、マーケットインの視点による販路拡大や販売力強化を実践する産地を創出していくこととする。

○ 販売額又は所得額の10%以上の増加

- ・ 高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進。
- ・ 加工による高付加価値化等、6次産業化を推進。

【販売額等の向上の考え方】

- ・ 「10a当たりの販売額又は所得額」又は「産地の総販売額又は総所得額」で比較する。
※客観的データがない場合や構成員が多い場合は、抽出での比較でも可能とする。

○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

- ・ 省力化技術や機械・設備の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進。
- ・ 集出荷施設や農産物処理加工施設の共同利用施設の高度化を推進。

【コスト削減効果の比較の考え方】

- ・ 生産コスト削減 → 農業者の全生産コストで比較：産地全体の他に10a当たりの比較又は抽出農家の比較でも可能。
- ・ 集出荷・加工コスト削減 → 集出荷・加工施設のみ計画の場合は、集出荷・加工コストで比較することも可能。

○ 労働生産性の10%以上の向上

- ・ 高性能機械・施設の導入により、作業の効率化、省力化を推進。
- ・ 集出荷施設の再編合理化を推進。

○ 農業支援サービス事業者の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

- ・ ドローン防除等の委託による労働時間の削減
- ・ スマート農機のレンタル等による生産コストの削減

【農業支援サービス事業者の利用割合の増加の考え方】

- ・ 利用割合の増加 → 農業者等の利用割合を比較

○ スマート農業推進枠

生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するICTやロボット技術等を活用した事業効果の発現が確実に見込まれる取組であって、以下のいずれかの成果目標を設定した場合、上記先端技術の導入支援に併せ、本推進枠の予算の範囲内で、1年間に限り、国交付等要綱別記2の別紙1のIの1の(7)のAの(ウ)に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加で支援する。

- ①生産コスト又は集出荷・加工コストの15%以上の削減
- ②販売額又は所得額の15%以上の増加
- ③労働生産性の15%以上の向上
- ④農業支援サービス事業者の利用割合の15%以上の増加かつ50%以上とすること

○ 施設園芸エネルギー転換枠

施設園芸等燃油価格高騰対策に確実に加入するものであって、以下のいずれかの成果目標を設定した場合、重油ボイラー等の化石燃料を使用する加温機を有するパイプハウス等へのヒートポンプ、木質バイオマスボイラー等の化石燃料を使用しない加温機（以下「省エネ機器」）という）及び循環扇等の内部設備の導入及びリース導入を支援する。

- ①省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大
- ②燃油使用量の15%以上の低減

1 なお、事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合は「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設置することができる。

2 果樹においては、苗木の導入から結果樹に達するまでには相応の期間を必要とすることから、品目の特性等に応じて、目標年度を事業実施年度から起算して5年を最長とした年度の範囲で設定できることとする。

3 果樹の植栽を伴う生産資材導入の取組（ただし、2の場合を除く。）に係る目標年度は、事業実施年度から10年後とする。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各地域再生協議会の構成団体である県（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。ただし、島根県農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び当該計画の定めるところにより作成された取組主体事業計画は県が審査する。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<p>整備事業については、下記のとおり、国交付等要綱の要件を準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象施設 県知事が必要と認める場合は、国交付等要綱別記2の別表2のIIに準じてメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。 ○ 取組要件 国交付等要綱の要件等をクリアする取組を事業対象とする。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 国交付等要綱の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 別紙2のとおり、本事業の成果目標の達成に必要な不可欠な機械（リース・購入）、資材を助成対象とする。 ○ 中古機械の導入（リース・購入）について <ul style="list-style-type: none"> ①法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存年数が2年以上の農業機械等について、県知事が認める場合に限り支援の対象とする。 ②機械の導入は、原則、一般競争入札によるものとする。 ③機械導入にあつては、納入業者は①の残存年数を証すること、また、残存年数のうち一定の保証期間を設け購入時に約定することとし、あらかじめ関係書類を提出するものとする。 ④機械の購入価格の適正性については、同型機械の相場や動産総合保険の時価評価額などに関して中古農業機械査定士制度関係機関（全国農業機械商業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会など）の意見を聞くなどして十分に検証するものとする。 ⑤中古機械にあつても動産総合保険（動産総合保険、自動車保険、農機具共済など）への加入を導入の要件とする。

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
2の基本方針に定める作物とする	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 国交付等要綱の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額（所得額）向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械 別紙2のとおり、産地としての生産コスト削減又は販売額（所得額）向上に必要な不可欠な実証機械を助成対象とする。

(2) 整備事業

国交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④位置、配置図、平面図、⑤施設の管理運営規程、⑥前年度の青色申告書（農業者の場合）など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①申請者の規約、②機械の利用計画、③営農計画書、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦費用対効果分析（機械購入の場合）、⑧前年度の青色申告書（農業者が機械購入する場合）など

2 請求時

(1) 整備事業

- ①出来高設計書、②財産管理台帳、③事業実績内訳明細書 など

(2) 生産支援事業及び効果増進事業

- ①リース導入等に係る入札関係書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書（支払済みの場合）、⑦動産総合保険の保険証書等の写し（機械購入）など

6 取組主体助成金の交付方法

助成金は、事業実施状況や関係書類を確認し、予算の範囲内で、県から市町村又は島根県農業協同組合（ただし、知事が承認した島根県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画の事業に限る）に交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

国交付等要綱の規定の他、取組主体に対する条件は以下のとおり。

- ・事業計画、実績報告等については、別途示す期日までに根拠となる資料を付して提出すること。
- ・契約は、原則、一般競争入札によることとする。また、一般競争入札による契約が難しい又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、あらかじめ県知事に、その理由、選定方法等を報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けるものとする。
- ・国交付等要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合には助成金（補助金）の返還を求める。
- ・助成金（補助金）に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は返還を求める。ただし、非課税業者であることは自ら証明することとする。
- ・助成金（補助金）で取得した財産は、事業完了後においても本事業の目的の範囲内で適正に管理する。
- ・財産処分制限期間（財務省令で定める耐用年数）において取得した財産を処分する場合は承認を得るものとする。
- ・地域再生協議会は、毎年度、事業の実施状況（目標達成率等）について県へ報告するものとする。
- ・取組主体が策定する事業計画の達成状況について目標年度の翌年度に自ら評価し、地域協議会を経由し県に報告することとする。

8 その他

別紙 1

○補助対象とする野菜・花き・果樹は表 1 に記載する対象振興品目のほか、市町村振興計画等に位置付けられた振興品目とする(山菜類、きのこ以外の特用林産物は除く)。

表 1 園芸関係対象品目一覧表(野菜・花き・果樹)

区分	対象品目
野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物	【野菜】 キャベツ、タマネギ、白ネギ、アスパラガス、ミニトマト、ブロッコリー、トマト、メロン、青ネギ、小松菜、チンゲンサイ 【花き】 アジサイ、シクラメン、トルコギキョウ、キク、バラ、ポタン 【薬用作物】 雲州人参、シャクヤク、ハトムギ、クロモジ 【茶】 茶 【特用林産物】 山菜類、きのこ
果樹	ブドウ、カキ、ナシ、イチジク

○果樹を改植する場合の対象品目・品種は表 2 に記載するもののほか、各産地協議会が策定する果樹産地構造改革計画に基づく地域特産果樹の品目・品種とする。

表 2 果樹の改植を行う場合の対象品目、品種

品目		品種名
ブドウ	生食用	デラウェア(優良系統デラウェアを含む)、巨峰、ピオーネ、シャインマスカット、神紅、高尾、安芸クイーン、クイーンニーナ、紅バラード
	加工用	マスカットベリーA、甲州、メルロー、シャルドネ
カキ		西条柿(優良系統、豊楽台木苗を含む)、富有(松本早生富有を含む)、太秋、早秋、輝太郎、太豊、禅寺丸
ナシ		二十世紀(黒斑病抵抗性品種含む)、香麗、なつしずく、幸水、豊水、あきづき、新興、新高、王秋、愛宕、晩三吉
イチジク		蓬萊柿(株枯れ病抵抗性台木苗を含む)、榊井ドーフィン、キング

(選定理由)
 市場等からの需要が見込まれ、かつ、競争力のある品目・品種であるため。

別紙 2

生産支援事業における補助対象機械及び資材

対象作物	補助対象機械及び資材
<p>水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 栽培(播種・定植等)、収穫、乾燥、調製に必要な農業機械及び装置、その他水稻等経営の収益力強化及び省エネ化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス(育苗用)資材(新設及び機能向上) ※ただし、園芸品目の栽培用として兼用する場合に限る。</p>
<p>野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 トラクター、トラクターアタッチメント(播種、中耕培土等)、マルチャー、施肥機、播種機、定植機、管理機、防除機、農畜産仕様のホイールローダー、収穫機、かん水設備、電照設備、保温・暖房機、乾燥機、トレンチャー、サブソイラ、溝掘機、マニュアルプレッダー、ブロードキャスター等の土壌改良に必要な機械、土壌消毒機、養液栽培設備、処理加工機械・設備、その他野菜・花き経営の収益力強化及び省エネ化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 パイプハウス(栽培用、育苗用)資材(新設及び機能向上)、育苗用ベンチ資材、収穫期を調整する栽培資材(支柱、被覆資材等)、簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃、その他野菜の収益力の強化に必要な資材</p>
<p>果樹</p>	<p>1 農業機械等の導入及びリース導入 動力散布機(スピードスプレーヤを含む)、トラクター、管理用機械(乗用を含む)、トレンチャー、補助暗渠用穀殻充填機、サブソイラ、溝掘機、マニュアルプレッダー等の土壌改良に必要な機械等、その他果樹経営の収益力強化及び省エネ化に必要な機械・設備</p> <p>2 生産資材等の導入等 ぶどう等施設(パイプハウス(雨よけ含む))、果樹棚の導入(新設及び機能向上)の際の資材、簡易な補助暗きよ・明きよ等の作業労賃、その他果樹の収益力の強化に必要な資材</p>

II 生産基盤強化対策（「全国的な土づくりの展開」を除く）

1 目的

各産地で定めた産地パワーアップ計画に基づき関係機関が一体となって、「島根県農林水産基本計画」と整合性を図りつつ、後継者不在の農業用ハウス、樹園地など産地の重要な生産基盤を継承する際に必要な施設等の再整備、改修や後継者不在農地を継承する際に必要な農業機械の再整備、改良を行うとともに、継承ニーズの把握とマッチングを行う体制の構築を通じ、産地の生産基盤の強化と円滑な継承を実現する。

2 基本方針

作物名	内容
水稲(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば	<p>全国の主食用米の需要量が毎年減少し、米価の下落も懸念される中、本県の米づくりを将来にわたって維持していくため、契約取引などの需要に応じた生産と、需要・マーケットニーズに対応した産地毎の創意工夫を前提としつつ、これまで以上の米価下落に備えた徹底的なコストの引き下げを図り、持続可能な米づくりが可能となる生産構造へと改革する必要がある。</p> <p>このため、積極的に作業の受託を行う個人、法人に対し、面積増加に対応するために行う農業機械の再整備、改良等の取組を支援することで産地の生産基盤を強化するとともに、生産構造の転換を図る。</p> <p>【産地の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none">○総販売額又は総作付面積の維持又は増加<ul style="list-style-type: none">・作業受託等による農地等の生産機能継承を円滑に推進。 <p>【取組主体の成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none">○輸出向けの生産開始又は輸出額の増加<ul style="list-style-type: none">・輸出先の輸入条件やニーズに対応できる生産体制整備を推進。○重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加<ul style="list-style-type: none">・施設の再整備・改修や農業機械の再整備、改良により新たな生産体制整備を推進。○生産コストの低減<ul style="list-style-type: none">・集落営農組織・中心的経営体への農地集積を促進。・ICT技術による生産方式の合理化を推進。・高密度で播種・育苗する技術等の省力化技術や多収穫品種の導入を推進。○労働生産性の向上<ul style="list-style-type: none">・スマート農業機械・施設の導入により労働生産性の向上を推進。○契約販売率の増加<ul style="list-style-type: none">・機械・施設等の導入により多収穫米の拡大を推進。

<p>野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物 ※特用林産物は複合経営の一環として、他の作物と複合的に経営を行うものとし、かつ肥培管理を行い栽培するものとする。 (対象品目は別紙1表1のとおり)</p>	<p>県内の野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物の産地では、高齢化や価格の低迷による農業所得の低下などにより、農家数・面積・販売額が減少している。 このような中、島根県農林水産基本計画の「将来性のある産地の拡大」、「水田園芸の推進」、「有機農業の拡大」などの重点推進事項を集中的に実施することで水田を活用した園芸の振興とともに、施設、園地の再整備、改修や農業機械の再整備、改良により産地の生産基盤の強化を図る。</p> <p>【産地の成果目標】 ○総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・施設、園地の再整備・改修や農業機械の再整備・改修により生産機能の継承を推進。</p> <p>【取組主体の成果目標】 ○輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・輸出先の輸入条件やニーズに対応できる生産体制整備を推進。</p> <p>○重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ・施設、園地の再整備・改修や農業機械の再整備、改良により新たな生産体制整備を推進。</p> <p>○生産コストの低減 ・スマート農業機械、施設の導入により生産経費の削減を推進。</p> <p>○労働生産性の向上 ・スマート農業機械、施設の導入により労働生産性の向上を推進。</p> <p>○契約販売率の増加 ・施設、園地の再整備・改修や農業機械の再整備、改良により中食、外食での契約販売率を増加。</p>
<p>果樹 (対象品目は別紙1表1のとおり)</p>	<p>県内果樹産地では、高齢化や価格の低迷による農業所得の低下などにより農家数、面積、販売額が減少しており、島根県農林水産基本計画の「将来性のある産地の拡大」などの重点推進事項を集中的に実施することで、マーケットインの視点による販路拡大や販売力強化を实践する産地を創出していくとともに、施設、園地の再整備、改修や農業機械の再整備、改良により産地の生産基盤の強化を図る。</p> <p>【産地の成果目標】 ○総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・施設、園地の再整備・改修や農業機械の再整備・改修により生産機能の継承を推進。</p> <p>【取組主体の成果目標】 ○輸出向けの生産開始又は輸出額の増加 ・輸出先の輸入条件やニーズに対応できる生産体制整備を推進。</p> <p>○重点品目の生産開始又は当該品目販売額の増加 ・施設、園地の再整備・改修や農業機械の再整備、改良により新たな生産体制整備を推進。</p> <p>○生産コストの低減 ・スマート農業機械、施設の導入により生産経費の削減を推進。</p> <p>○労働生産性の向上 ・スマート農業機械、施設の導入により労働生産性の向上を推進。</p>

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>(1) 本事業の推進・指導 産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。</p> <p>(2) 地域再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制 産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各地域再生協議会の構成団体である県（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。ただし、島根県農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び当該計画の定めるところにより作成された取組主体事業計画は県が審査する。 また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。</p>
--

4 取組要件

(1) 基金事業

① 農業用ハウスの再整備・改修

対象作物	取組要件
野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物	<p>○取組要件 国交付等要綱を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び設備 補助対象となる機械及び設備は、国交付等要綱別記2の別紙2に定めるとおりとするほか、原則として次のとおりとする。 ・農業用ハウスの再整備・改修、補助対象機械設備の事業規模は、再整備・改修前のハウスと概ね同等の面積であること。 ・リース・導入する機械設備等にあたっては、栽培条件に応じた適正な能力の機械設備等であること。 ・再整備・改修の資材等、補助対象機械設備の事業費は、必ず見積もり合わせにより算定すること。</p>
果樹	

② 果樹園・茶園等の再整備・改修

対象作物	取組要件
茶	<p>○取組要件 国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○果樹の改植を行う場合の対象品目・品種 ・品目・品種については、別紙1の表2のとおりとする。 (今後も小さい産地ではあるが、一定の需要拡大が見込まれ、競争力のある品種と認められることから対象品種とする。)</p> <p>○茶の改植を行う場合の対象品種 ・改植を行う茶樹と同等以上の優良品種系統等とする。</p> <p>○補助対象施設 補助対象となる施設は、国交付等要綱別記2の別紙2に定めるとおりとするほか、原則として次のとおりとする。 ・樹園地の再整備・改修に係る対象資材の購入等にあたっては、公正な選定を行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等）。 ・再整備・改修の資材等、補助対象機械設備の事業費は、必ず見積もり合わせにより算定すること。</p>
果樹	

(注) 果樹の改植を行う場合は、対象品目及び品種の選定理由を記載すること。

③ 農業機械の再整備・改良

対象作物	取組要件
水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば 野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物 果樹	<p>○取組要件 国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械の再整備・改良 補助対象機械の再整備・改良は、原則として次のとおりとするほか、国交付等要綱別記2の別紙2に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機械の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・リース・導入する農業機械にあたっては、栽培条件に応じた適正な能力の機械であること。 ・補助対象機械の事業費は、必ず見積もり合わせにより算定すること。

④ 生産装置の継承・強化に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば 野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物 果樹	<p>○取組要件 国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象経費 補助対象となる経費は国交付等要綱別記2の別紙2に定めるとおりとするほか、原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業労賃については、地域の標準的な農作業受託料金と照らし合わせて適正な単価とすること。 ・生産資材の導入等の実施にあたっては、対象資材の選定について公正に行うこととする(例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としないこと等)。

⑤ 生産技術の継承・普及に向けた取組

対象作物	取組要件
水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば 野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物 果樹	<p>○取組要件 国交付等要綱別記2の別紙2の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 補助対象機械・資材は、国交付等要綱別記2の別紙2に定めるとおりとするほか、原則として次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機械・資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・リース・導入する農業機械、購入する資材にあたっては、栽培条件に応じ適正な能力、台数を決定すること。 ・補助対象機械及び資材の事業費は、必ず見積もり合わせにより算定すること。 <p>○果樹の改植を行う場合の対象品目・品種 ・品目・品種については、別紙1の表2のとおりとする。 (今後も小さい産地ではあるが、一定の需要拡大が見込まれ、競争力のある品種と認められることから対象品種とする。)</p>

(2) 整備事業

国交付等要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③費用対効果分析（農業機械等の導入）、④施設の能力・稼働期間等の詳細、⑤位置・配置図・平面図及び施工場所の写真、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、⑨その他知事が必要と認める書類

(2) 基金事業

ア 農業用ハウスの再整備・改修

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③費用対効果分析（農業機械等の導入）、④機械の能力・台数などの算定根拠、⑤位置・配置図・平面図及び施工場所の写真、⑥成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、⑦その他知事が必要と認める書類、⑧既存のパイプハウスの解体・撤去及び移設が対象となる場合は写真及び移設場所の地図

イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③位置・配置図・平面図及び施工場所の写真、④成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、⑤その他知事が必要と認める書類、⑥既存の装置の解体・撤去及び移設が対象となる場合は写真及び移設場所の地図

ウ 農業機械の再整備・改良

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③費用対効果分析（農業機械等の導入）、④機械の能力・台数などの算定根拠、⑤カタログ等、⑥改良する場合は内容がわかる資料、⑦設置場所の地図及び写真、⑧成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、⑨その他知事が必要と認める書類

エ 生産装置の継承・強化

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、④その他知事が必要と認める書類

オ 生産技術の継承・普及

①取組主体事業計画書、②事業費の積算根拠（見積書の写し等）、③費用対効果分析（農業機械等の導入）、④機械の能力・台数などの算定根拠、⑤カタログ等、⑥設置場所の地図及び写真、⑦成果目標の根拠となる資料（青色申告書・出荷販売額等）、⑧その他知事が必要と認める書類

2 請求時

(1) 整備事業

①事業完了報告書、②完了検査調書、③事業実績報告書、④出来高設計書、⑤請求書の写し、⑥経理検査調書、⑦現場写真（工事着手前・工事中・工事完成后）、⑧財産管理台帳、⑨解体・撤去・移設を確認できる写真（工事着手前・工事中・工事完了後）、⑩その他知事が必要と認める書類

(2) 基金事業

ア 農業用ハウスの再整備・改修

①事業完了報告書、②完了検査調書、③事業実績報告書、④財産管理台帳、⑤経理検査調書、⑥購入金額及び経費（施工・解体・撤去・移設）が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し）、⑦資材・機械設備等を受領したことが確認できる書類（納品書の写し又は受領証の写し）、⑧現場写真（工事着手前・工事中・工事完了後）又は導入した資材・機械設備等の写真（設置・組み立て後）、⑨解体・撤去・移設を確認できる写真（工事着手前・工事中・工事完了後）、⑩その他知事が必要と認める書類

イ 果樹園・茶園等の再整備・改修

①事業完了報告書、②完了検査調書、③事業実績報告書、④財産管理台帳、⑤経理検査調書、⑥購入金額及び経費（施工・解体・撤去・移設）が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し）、⑦現場写真（工事着手前・工事中・工事完了後）又は導入した資材の写真（設置・組み立て後）、⑧解体・撤去・移設を確認できる写真（工事着手前・工事中・工事完了後）、⑨その他知事が必要と認める書類

ウ 農業機械の再整備・改良

①事業完了報告書、②完了検査調書、③事業実績報告書、④財産管理台帳（農業機械の導入）、⑤経理検査調書、⑥リース契約書の写し（農業機械のリース）、⑦購入又はリース金額が確認できる書類（請求書・領収書又は注文請書の写し等）、⑧機械を受領したことが確認できる書類（納品書又は借受書の写し等）、⑨導入・改良した機械の写真（機械の型番・改良した内容・格納場所が確認できること。リース契約物件と確認できること（リース会社物件シール貼付箇所等）、⑩動産総合保険の保険書等の写し（農業機械の導入）、⑪その他知事が必要と認める書類

エ 生産装置の継承・強化

①事業完了報告書、②事業実績報告書、③経理検査調書、④経費が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し）、⑤活動結果がわかる資料、⑥その他知事が必要と認める資料

オ 生産技術の継承・普及

①事業完了報告書、②完了検査調書、③事業実績報告書、④財産管理台帳（農業機械等の導入）、⑤経理検査調書、⑥リース契約書の写し（農業機械等のリース）、⑦購入又はリース金額が確認できる書類（請求書・領収書又は注文請書の写し等）、⑧機械を受領したことが確認できる書類（納品書又は借受書の写し等）、⑨導入した機械の写真（機械の型番・格納場所が確認できること。リース契約物件と確認できること（リース会社物件シール貼付箇所等）、⑩動産総合保険の保険書等の写し（農業機械等の導入）、⑪その他知事が必要と認める書類

6 産地生産基盤パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

○以下の合計ポイントの高い計画から優先順位を付ける。

なお、同点の場合は、産地の成果目標の高い計画を上位とする。

区分	ポイント			
①産地の成果目標 (必須項目)	総販売額又は総作付面積の増加率	現状維持	3ポイント	
		5%以上	4ポイント	
		10%以上	5ポイント	
②取組主体の成果目標 (選択項目) 取組主体の成果目標の 中から1つ選択すること。	・ 輸出向けの生産開始		5ポイント	
		・ 輸出額の増加	10%未満	1ポイント
			10%以上	3ポイント
			12.5%以上	4ポイント
	15%以上		5ポイント	
	・ 国交付等要綱共通8の6に掲げる重点品目の生産開始	準重点品目	1ポイント	
		重点品目	5ポイント	
	・ 国交付等要綱共通8の6に掲げる重点品目の販売額の増加	10%未満	1ポイント	
		10%以上	3ポイント	
		12.5%以上	4ポイント	
15%以上		5ポイント		

	・生産コストの低減	10%未満	1ポイント
		10%以上	3ポイント
		12.5%以上	4ポイント
		15%以上	5ポイント
	・労働生産性の向上	10%未満	1ポイント
		10%以上	3ポイント
		12.5%以上	4ポイント
		15%以上	5ポイント
	・契約販売率の増加	10%未満	1ポイント
		10%以上	3ポイント
		12.5%以上	4ポイント
		15%以上	5ポイント

7 取組主体助成金の交付方法

助成金は、事業実施状況や関係書類を確認し、予算の範囲内で、県から市町村又は島根県農業協同組合（ただし、知事が承認した島根県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画の事業に限る）に交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

国交付等要綱の規定の他、取組主体に対する条件は以下のとおり。

- ・事業計画、実績報告等については、別途示す期日までに根拠となる資料を付して提出すること。
- ・契約は、原則、一般競争入札によることとする。また、一般競争入札による契約が難しい又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、あらかじめ県知事に、その理由、選定方法等を報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けるものとする。
- ・国交付等要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合には助成金（補助金）の返還を求める。
- ・助成金（補助金）に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は返還を求める。ただし、非課税業者であることは自ら証明することとする。
- ・助成金（補助金）で取得した財産は、事業完了後においても本事業の目的の範囲内で適正に管理する。
- ・財産処分制限期間（財務省令で定める耐用年数）において取得した財産を処分する場合は承認を得るものとする。
- ・地域再生協議会は、毎年度、事業の実施状況（目標達成率等）について県へ報告するものとする。
- ・取組主体が策定する事業計画の達成状況について目標年度の翌年度に自ら評価し、地域協議会を経由し県に報告することとする。

9 その他

--

Ⅲ 生産基盤強化対策のうち「全国的な土づくりの展開」

1 目的

堆肥等による継続的な土づくりを推進するとともに、堆肥等の施用による土づくり効果の実証などを実施することで農地の地力維持・増進を図ることとする。

2 基本方針

島根県農林水産基本計画の重点推進項目のうち「水田園芸の推進」、「有機農業の拡大」及び「持続可能な米づくりの確立」では、堆肥等の活用は必要不可欠であるが、畜産農家と耕種農家の連携不足により十分な量と質の堆肥等が供給されていないなど課題が多い。そこで、県では、モデル的な実証の実施を通じ、県内関係機関と連携して堆肥等の供給体制の確立を図るとともに、農地の地力維持・増進を図ることとする。

3 本事業の推進・指導方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、関係部局（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター等）及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域再生協議会等が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各地域再生協議会の構成団体である県（隠岐支庁農林水産局、東部・西部農林水産振興センター）又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査精度を高めるように努めるものとする。ただし、島根県農業再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び当該計画の定めるところにより作成された取組主体事業計画は県が審査する。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域再生協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導するものとする。

4 取組要件

国交付等要綱別記2の別紙2のIの6に掲げられた要件等を満たすものとし、具体的には以下のとおりとする。

○対象とする地域

・県内のすべての地域を対象とする。

○対象とする品目

・水稻(主食用米、新規需要米、加工用米、業務用品種、種子用)・麦(種子用を含む)・ハトムギ・大豆・そば・野菜・花き・薬用作物・茶・特用林産物・果樹を対象とする。

○堆肥等の種類

・対象とする堆肥は、完熟たい肥とし、原則、牛由来の排泄物を原料とする堆肥、もしくは、牛、豚、鶏または馬由来の排泄物を主な原料とする堆肥をペレット状に加工したペレット堆肥とする。ただし、肥料取締法(昭和25年5月1日法律第127号)第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたものとする。

○施用量

・堆肥等の施用量は、地力増進法(昭和59年5月18日法律第34号)第3条に基づく地力増進基本指針第Ⅲその他地力の増進に関する重要事項第1の1に規定される家畜排せつ物等の有機資源の堆肥化とその利用による土づくりの促進に定められた堆肥施用基準と実証前の土壌分析結果に基づき設定するものとする。

○実証ほ場

・初めて水田園芸や有機農業に取組むほ場、または、地力低下によると思われる農作物の収量・品質の低下がみられるほ場

○実証前後の分析の実施

・実証による土づくり効果の確認のため、土壌等の分析は実証の前後において実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

(1) 計画申請時

①実証を行うほ場の位置図、②土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る計画書、③成果目標(現状値)の算出根拠となる資料、④見積書等事業費の積算根拠となる資料など

(2) 請求時

①実証を行ったほ場の位置図、②土壌等の分析及び堆肥等の購入等の各取組に係る実績書、③土壌分析の結果、④納品書・請求書・領収書等支払い実績の根拠となる資料など

6 取組主体助成金の交付方法

助成金は、事業実施状況や関係書類を確認し、予算の範囲内で、県から市町村又は島根県農業協同組合（ただし、知事が承認した島根県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画の事業に限る）に交付する。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

国交付等要綱の規定の他、取組主体に対する条件は以下のとおり。

- ・事業計画、実績報告等については、別途示す期日までに根拠となる資料を付して提出すること。
- ・契約は、原則、一般競争入札によることとする。また、一般競争入札による契約が難しい又は一般競争入札に付して落札に至らない場合は、あらかじめ県知事に、その理由、選定方法を報告し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けるものとする。
- ・国交付等要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合には助成金(補助金)の返還を求める。
- ・助成金(補助金)に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合は返還を求める。ただし、非課税業者であることは自ら証明することとする。
- ・助成金(補助金)で取得した財産は、事業完了後においても本事業の目的の範囲内で適正に管理する。
- ・財産処分制限期間（財務省令で定める耐用年数）において取得した財産を処分する場合は承認を得るものとする。
- ・地域再生協議会は、毎年度、事業の実施状況（目標達成率等）について県へ報告するものとする。
- ・取組主体が策定する事業計画の達成状況について目標年度の翌年度に自ら評価し、地域協議会を經由し県に報告することとする。

8 その他